

手当額（月額）

（令和6年4月から）

特別障害者手当	28,840円
障害児福祉手当	15,690円
経過的福祉手当	15,690円

所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人（受給資格者）	配偶者・扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円
所得制限限度額に加算するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・16歳～22歳の扶養親族がある場合は1人につき25万円 ・70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族がある場合は1人につき10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人扶養親族がある場合は1人につき6万円（ただし、扶養親族がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く）

※1 所得制限の対象となるご本人の所得には公的年金等も含まれます。

※2 手当が支給できるのは、所得額から下記の控除額を引いた金額が、本人（受給資格者）は上記の限度額以下の場合で、配偶者・扶養義務者は上記の限度額未満となる場合です。

所得額から控除する額

① 本人（受給資格者）

諸控除の額	障害者控除（本人を除く）、勤労学生控除、寡婦控除 各27万円	
	特別障害者控除（本人を除く） 40万円	ひとり親控除 35万円
	社会保険料・医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除の各控除実額	
	所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額	
	給与所得又は公的年金に係る所得がある場合	最大 10万円

② 配偶者・扶養義務者

諸控除の額	一律控除 8万円	
	障害者控除・勤労学生控除、寡婦控除 各27万円	
	特別障害者控除 40万円	ひとり親控除 35万円
	医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除の各控除実額	
	給与所得又は公的年金に係る所得がある場合	最大 10万円